

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員とその家族などすべてのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値を最大化することが経営の最重要課題の一つであると認識しております。そして、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考え、監査役設置会社方式を採用しております。

当社では、「経営の透明性の確保」、「経営の意思決定の迅速化」、「コンプライアンスの確保」並びに「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。この基本に従って経営の監視を含む諸問題に関して、コーポレート・ガバナンスが十分機能するよう取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2-(1)

取締役の報酬は、月例報酬とインセンティブの要素が含まれている業績連動賞与とから構成されております。

固定額である月例報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内としております。業績連動賞与は、その比率を、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としており、指標としては、連結営業利益の達成度に応じるものとしております。

社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。

中長期的業績との連動性をさらに高めた報酬制度について、今後も検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-(1)

当社の組織・事業規模に鑑み、任意の諮問委員会を設置せずとも十分に独立社外取締役及び監査役からの適切な関与・助言を受けられていると考えておりますが、委員会の設置などについて今後も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化、戦略的な業務提携の必要性及び保有対象会社の株価動向、成長性・財務安定性等の総合的な観点からの保有目的の合理性の検証結果を踏まえ、当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に限り、上場株式を保有します。保有する株式については、適宜保有の合理性を検証し、その合理性が乏しいと判断される銘柄については保有の見直し等を検討いたします。

(2)議決権行使の方針

当社は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、保有対象会社の経営方針・戦略等を十分に斟酌して、中長期的な視点での保有対象会社の企業価値向上ひいては株主価値向上につながるかどうかという視点に立ち、適切な行使を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との利益相反取引について、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会の決議事項としており、会社や株主共同の利益を害することがないようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念は、高い「経営品質」による「顧客感動創造活動」を通じ、1.「KOMORI」ブランドイメージの向上、2. 知覚品質管理の徹底、3. ソリューションビジネスの実施、を推進することによる、「顧客感動企業」の実現です。

平成28年4月にスタートした第5次中期経営計画では、第4次中期経営計画の基本骨子である「事業構造変革」「営業の業態変革」の2つの「変革」を一段と前進させ、当社の持つリソースの有効活用を促進し、さらに継続的な「モノづくり革新」の推進及び財務戦略の具体化を図ることにより企業価値を高めてまいります。

(2)当社は「経営の透明性の確保」「経営の意思決定の迅速化」「コンプライアンスの確保」及び「経営のチェック機能の強化」を図ることをコーポレートガバナンスの基本としております。

(3)当社の取締役の報酬は、月例報酬と業績連動賞与とから構成されております。固定額である月例報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内としております。業績連動賞与は、その比率を、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としており指標としては連結営業利益の達成度に応じるものとし、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。

各取締役の報酬額は社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会の決議により決定されます。

社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。

(4)取締役候補者及び監査役候補者は、代表取締役が下記の基準に基づき推薦し、社外取締役及び監査役が出席する取締役会で審議し、決議をもって決定しています。

①取締役候補者の選任、指名

当社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期での企業価値向上を創出することを目指す当社の事業経営のもとで、経営の意思決定を適切に行い、その監督を遂行するため、職務に要求される知識、経験、能力等の適格性をもって判断し、取締役を選任、指名する。

②監査役候補者の選任、指名

当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、健全で持続的な成長と中長期での企業価値の創出を目指し、社会的信頼に応える監査に貢献できること等を総合的に判断し、選任、指名する。

(5)取締役会決議を経ての取締役及び監査役候補者の選任・指名の説明については、新任時に株主総会招集通知に記載しています。

社外取締役及び社外監査役候補者の選任・指名につきましても、株主総会招集通知にて説明しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-(1)

当社は、取締役会規程で、取締役会決議事項を、法令又は定款に定める事項、株主総会の委任を受けた事項、経営の基本方針に関する事項、その他取締役会又は取締役会議長が必要と認めた事項等と規定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役9名のうち独立社外取締役を2名選任し、取締役会における議論を活発化するなど、監督機能の強化に努めています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、平成27年6月23日開催の取締役会において会社法の要件に独自に策定した要件を加え、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断するための「社外役員独立性基準」を定め、この基準に基づき独立社外取締役を選定しております。基準の内容は有価証券報告書及び独立役員届出書に記載し、当社ホームページ及び東証WEBサイトに公表しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-(1)

当社は、定款により取締役は12名以内と規定しており、現在の取締役は9名となっております。取締役の選任は、社内各部門での実務経験及び有する専門知識や能力を考慮して偏りがないよう、代表取締役が推薦する候補者について、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会での決議を経て、株主総会の決議により選任しております。

補充原則4-11-(2)

当社は、取締役及び監査役の、他社の役員との兼任状況について、毎年、株主総会招集通知及び有価証券報告書等に記載し、当社ホームページ及び東証WEBサイトに公表しております。

補充原則4-11-(3)

取締役会の実効性の分析・評価を行うにあたり、下記の事項につき、全取締役及び全監査役に対するアンケート調査(自己評価)を実施し、その結果を踏まえ分析・評価を行いました結果、取締役会の実効性は確保されていると判断致します。その概要は下記のとおりです。

・取締役会の構成

社外取締役2名、社外監査役3名を含む全12名で構成され、構成員は幅広い分野の知識・経験を有しております、適切な構成であります。

・取締役会の運営

年度初めに決定されたスケジュールに従い、毎月、開催し、社外取締役・監査役も含め出席率は98.8%と円滑な運営が行われております。

・提議・報告事項の内容

取締役会規程及び法律で定められた事項に従い、中長期計画、年度計画等の重要な案件が適切に提議され、報告されております。

また、審議が円滑かつ迅速に行われる様に議案、報告事項の事前配布に努めています。

・審議の状況

取締役会議長が、社外取締役への積極的な発言を促す等、迅速、活発な審議が行われる様、務めており、また、議案・報告事項の重要性に応じ開催時間を変更、十分な審議時間を確保しております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-(2)

取締役・監査役については、役員としての役割・法的責任に関する、社内・社外講習会に参加させることとしております。

新任の取締役・監査役については、会社の組織機能や事業内容に関する必要知識習得のための研修を実施しております。

また、重要関連法規の改正等につきましては、年1回の役員勉強会又は外部専門家により、必要な知識を習得するようにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりです。

- (1)当社は、株主・投資家との対話は、IR担当部署の財務部が対応しております。また合理的な範囲で代表取締役社長、IR担当取締役である管理本部長が適時適切に対応することとしております。
- (2)株主・投資家との対話を建設的かつ有意義なものにするため、予め質問等をいただくなどして、社内関係部署と情報を共有することで対話の充実を図っております。
- (3)当社は、四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの決算説明会等を実施し、経営幹部自らの言葉で決算状況に加え中期経営計画等の経営方針・戦略及びその進捗について説明しております。また、株主・投資家からの要望に応じて工場見学他を実施しております。一方、IRツールにおいては、和文・英文のアニュアルレポート、適時開示資料及び決算説明資料を作成し、東証WEBサイト及び当社ホームページに掲載するなど情報発信の強化を図っております。
- (4)対話を通じて把握した株主・投資家・アナリストの意見、关心事等は、財務部で取りまとめ、適宜経営幹部へ報告し、情報の共有を図っております。
- (5)当社は、インサイダー情報の管理として、当社ホームページに掲載の「ディスクロージャーポリシー」において、サイレント(沈黙)期間を明示するとともに、社内では「インサイダー取引管理規程」の周知徹底を図るため、役員を含む全社員を対象にしたコンプライアンス教育を定期的に実施しております。
- (6)日常的な対話の中でのヒアリングに加え、必要に応じて実質株主の判明調査を実施するなど、株主構造の把握に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスター トラスト 信託銀行 株式会社(信託口)	4,025,200	6.46
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,428,410	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,251,400	3.61
有限会社コモリエステート	2,090,000	3.36
明治安田生命保険相互会社	1,895,000	3.04
小森紀子	1,867,000	3.00
小森善磨	1,866,300	3.00
小森コーポレーション取引先持株会	1,495,400	2.40
小森善治	1,032,573	1.66
住友生命保険相互会社	1,030,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

大株主の状況は2017年3月31日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <small>更新</small>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
吉川 正光	他の会社の出身者								△		
亀山 晴信	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉川 正光	○	吉川正光氏は当社製品の販売先である独立行政法人国立印刷局の出身ですが、直前事業年度を含む過去5事業年度における当社の同社への平均売上高の割合は、当社の同期間の平均連結売上高の2%程度であり、同氏の独立性に問題はありません。	吉川正光氏は紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を有し、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
亀山 晴信	○	——	亀山晴信氏は、弁護士として培われた専門知識、豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しており、当社が定める「社外役員独立性基準」も満たしております。また、同氏は株式会社東光高岳の社外取締役及びソマール株式会社の社外監査役を兼任していますが、当社はこれらの会社と取引関係はありません。以上を踏まえ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直属組織である内部監査室4名により、グループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

監査役は、取締役の職務の執行に対し、監査役会の定めた監査役監査基準に基づき監査をしております。

監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、それぞれの監査計画の重複を避けるとともに、情報の共有化を図っております。また、実施した監査結果に基づき業務執行部門の執行状況を検証・確認し、フォローアップ・改善等についても意見交換を行っております。

さらに、監査役は会計監査人と日常的に緊密な提携を図り、随時、監査に関する報告を受けるとともに、内部統制監査を含む監査計画の概要につき意見交換を行い、重要な監査事項につき共有化を図っております。また、監査結果についても、期末監査、四半期レビュー、内部統制監査等適時報告を受け、意見交換を行うとともに、適宜会計監査人の拠点監査、実地棚卸に同行し、監査の効率化や品質の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尼子 晋二	他の会社の出身者													
坂本 裕子	公認会計士													
川端 雅一	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尼子 晋二	○	—	尼子晋二氏は、取引関係が全くない異業種メーカーでの業務経験と幅広い見識等を活かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
坂本 裕子	○	—	坂本裕子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、専門知識と監査法人での業務経験を活かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
川端 雅一	○	川端雅一氏は当社取引先である、みずほ銀行の出身ですが、直前事業年度末における当社の同社からの借入残高はなく、同氏の独立性に問題はありません。	川端雅一氏は金融機関で培われた幅広い見識を生かした監査とともに、社外監査役としてより社外の視野に立った監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

内容及び必要性を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

事業報告では、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取締役	8	211,093
監査役	6	55,440
合 計	14	266,533
(うち社外取締役及び社外監査役)	(7)	(54,876)

(注)

- 当事業年度末日における在籍人数は、取締役8名、監査役4名であります。上記報酬額には、平成28年6月21日付をもって退任した監査役2名を含んでおります。
- 報酬限度額は取締役が年額240,000千円(平成12年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議)、監査役が年額90,000千円(平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会で決議)であります。
- 平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
- 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を概ね以下のとおり定めております。

取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとすべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としております。業績連動賞与は、その比率を、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としており、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定されます。

社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。

なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月例報酬のみとし、月例報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が出席する重要な会議あるいは支店・工場への往査活動など監査活動に必要な情報は、監査役会等を通じて適切に伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新](#)

1. 役員等の状況

(1)取締役9名

社内取締役7名/社外取締役2名、男性9名/女性0名

(2)監査役4名

社内監査役1名/社外監査役3名、男性3名/女性1名

2. 取締役会は原則毎月1回開催し、経営の意思決定機関として法定事項及び経営の基本方針並びにその他重要事項を決定すると共に、取締役の業務執行を監督しております。また、執行役員会は18名からなり、取締役会で決定された経営方針等を周知し会社業績の達成と企業価値向上に向けて業務執行を確実なものとします。監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されています。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の業務執行を監査しております。

経営の意思決定の迅速化を図るため、経営企画、生産及び開発、営業、管理各本部担当役員をメンバーとし、監査役をオブザーバーとする社長主催の「経営会議」において、重要な経営課題や中期経営計画について方針を決定しております。さらに、この方針を周知徹底するため、各本部の担当役員、部長で構成する、「会社方針周知徹底会議」を原則毎月開催し、それぞれの業務課題の審議と共に、業務の執行状況を確認しております。

3. 当社の監査体制は、監査役による監査に加え、内部監査の専任部署たる内部監査室を設置しており、業務の正当性、妥当性、効率性、及び違法性など、それぞれの観点から、業務執行面の細部まで監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、当社グループの重要な業務の執行を決定すると同時に、取締役の職務の執行を監督しております。また、社外取締役を置くことにより、監督機能のより一層の客觀性・中立性の確保が図られているものと考えております。

一方、監査役は、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の適法性及び妥当性の視点より監査を行っていますが、監査役の内、3名は社外監査役であり、その内1名は常勤監査役であることから、十分監査体制が確保されているものと判断し、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第71回定期株主総会(平成29年6月20日)は集中日の7営業日前に開催しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(英文)を、発送日以前に当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知(和文)を、発送日以前に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間(11月)、期末(5月)年2回開催。毎回50人程度の参加者を集め、当期の業績や予想、質疑応答等の内容で、社長及び担当役員が中心になり実施しております。また、第一四半期及び第三四半期決算発表時には、電話会議による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレートガバナンスの状況、中期計画、招集通知、アニュアルレポート他	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務部 IR担当役員:取締役管理本部 本部長 松野 浩一 IR事務連絡責任者:財務部 IR担当 大林 博	
その他	投資家向けの重要な開示資料は原則としてすべて英訳し、和文開示後、速やかに当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「KOMORIグループ企業行動憲章」、「KOMORIグループ社員行動基準」を定め、グループ内で共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループでは、「環境・人・自然など様々なものが共生することで、相互のバランスが保たれた穏やかで明るい未来を築くことができる」というグリーンコンセプトのもと、「人と環境とマシンの調和」「環境配慮型印刷機の開発」を目指しております。</p> <p>「環境配慮型印刷機の開発」におきましては、印刷機械の製造並びに使用段階での環境影響評価を実施し、印刷準備時間の短縮、損紙・騒音低減などによる省エネ・省資源への取組みとともに、国内外共に厳しさを増している環境規制へも対応し、環境に優しい印刷機械・装置の開発を進めています。</p> <p>また、「人と環境とマシンの調和」におきましては、お客様での環境負荷低減に寄与するために印刷機械におけるオイルクリーニングサービスや節電情報のご提供、並びに活動として印刷教育や予防保全セミナーなど、お客様の環境負荷低減に貢献する取組みも積極的に進めています。</p> <p>以上の活動内容を詳細にまとめた「小森コーポレーショングループ環境・社会報告書」を毎年発行しております。</p>
その他	<p>【ダイバーシティの方針について】 当社は多様で幅広い人材を受容し、個性と能力を発揮できる企業風土を積極的に作ることで、グループ企業価値及び社会存在価値の向上を目指します。 また、勤務条件・雇用形態・勤務場所等の柔軟性を常に改善し続けることで、働きやすい職場環境作りを積極的に推進してまいります。</p> <p>【女性の活躍の方針・取組みについて】 当社は女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備を積極的に推進しています。特に育児や介護休暇に関する各種規定の整備は勿論のこと、復職後の時短勤務に対する環境も整備されています。 また、女性活躍推進法に沿い、女性活躍に関する目標値を定め、段階的に推進を図っております。</p> <p>【当社の女性比率について】 ・役員の女性比率 8.3% (1名) ・管理職の女性比率 0.0% (0名) ・正社員の女性比率 12.3% (137名) </p> <p>※上記数字はすべて小森コーポレーション単体のものです</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・業務執行を全体として適正に行い、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立を図るため、「コンプライアンス規程」、「KOMORIグループ企業行動憲章」及び「KOMORIグループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図っております。
 - ・内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努めております。
 - ・CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制に関する責任者とし、CSR・環境推進室が体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行っております。
 - ・内部監査室は、独立したモニタリング部門として、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度及び業務執行状況を評価しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役及び監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応しております。このため、CSR・環境推進室長をリスクマネジメントの責任者とし、CSR・環境推進室をその事務局としております。
 - ・「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する役員を定め、平常時はリスクの発現抑制や影響の低減を行い、緊急時は緊急対策本部で対応することとしております。
 - ・地震等大規模な自然災害が発生した場合の行動基準を定めた地震対策マニュアルを策定する等体制を整備し、早期復旧と事業継続の対応を図ることとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会における意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 - ・取締役会、経営会議及び執行役員会等の会議体並びにこれらの規程を整備し、各会議の効率的な運用を図っております。
 - ・取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、この浸透を図り、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施しております。
5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・経営理念を通して企業の社会的責任を推進する体制・制度等を構築するため、CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役及び執行役員で構成するCSR委員会を設置しております。この委員会は、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項は各部門内に周知徹底しております。
6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図っております。
 - ・子会社主管部門は、当社の経営理念、「KOMORIグループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行っております。
 - ・CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の責任者として体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行い、結果を代表取締役社長に報告しております。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保することとしております。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告することとしております。
 - ・社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知しております。
 - ・取締役及び従業員は、監査役の要請により必要な報告を行っております。この報告者は報告を理由として不利な扱いを受けないこととしております。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務執行に必要な費用は当社が負担しております。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図っております。
 - ・内部監査室及び会計監査人は、監査結果について監査役へ報告しております。
 - ・監査役は重要な会議に出席して意見を述べることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社はコンプライアンスを実践して行くための「KOMORIグループ企業行動憲章」を定め、憲章の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとると謳っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)当社は反社会的勢力による不当要求に備え、平素から対応部署を定め、かつ警察、暴力追放関連団体、弁護士、地域連合会など外部機関と連携し情報収集に努めています。また、コンプライアンスの全社理解を目的に、すべての役員及び従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施し、反社会的勢力との関係断絶の周知徹底を図っております。
- (2)取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することとし、契約書に暴力団排除条項を設ける取組みを進めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 要筋

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主及び投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記1. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

(1)当社の経営理念及び企業価値の源泉

当社は大正12年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO－PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

1. 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する

2. 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める

3. ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2)中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため第5次中期経営計画を平成28年4月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、第4次中期経営計画の基本骨子である「事業構造変革」と「業態変革」の2つの柱を基本的には踏襲するものですが、当社の中核事業であるオフセット事業をより強化するとともに、第4次中期経営計画で策定し一部実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。

第5次中期経営計画の主要戦略は以下の7項目です。

1. 収益構造変革(営業の業態変革・PESP [プリントエンジニアリング・サービス・プロバイダー] 事業の拡大)

消耗品(K-Supply等)、周辺機器(Apressia等)、計画工事、それらを統合するソリューション(KP-Connect Cloud Solutionを含む)の提供と事業拡大

2. モノづくりの抜本的改革(開発・製造)

新生産方式等の導入による多品種・変量生産への対応とリードタイム・在庫水準・コストの改善

3. DPS(デジタル印刷機)事業のビジネスモデル構築・事業化

コニカミノルタ株式会社と共同開発中のインクジェット印刷機ImpremiaS29、イスラエルのランダ社開発のナノテクノロジーと当社の技術を融合した次世代デジタル印刷機ImpremiaNS40の市場投入と拡販及び当社独自のビジネスモデル構築

4. 事業間のシナジー効果創出による差別化強化

オフセット、デジタル、証券印刷、PE(プリントドエレクトロニクス)等の技術・ノウハウを融合した当社独自の付加価値の高いソリューションの開発と提供

5. 人材育成・採用の強化、海外人材の活用

事業の複線化・役割変更に伴いスキルの向上、グローバル人材育成、マネジメント人財開発を行い、組織機能の合理化とともにスリムで機敏な組織体制を構築

6. 間接業務の効率化・SGA20(販売費及び一般管理費の削減)

ICT(情報通信技術)、自社業務の外部委託等の活用による業務の効率化とSGA20推進による収益性の向上

7. 財務戦略・M&Aの具体化

財務リソースの積極的な戦略的活用による資産・資本効率向上と成長戦略の推進及び配当・株主還元等資本政策の見直し

(3)コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社では、「経営の透明性の確保」、「経営の意思決定の迅速化」、「コンプライアンスの確保」及び「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。この基本に従って経営の監視を含む諸問題に関して、コーポレート・ガバナンスが十分機能するよう取り組んでおります。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を目的として、当社は、取締役9名のうち社外取締役を2名選任しております。社外取締役を置くことにより、監督機能のより一層の客観性・中立性の確保が図られているものと考えております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年4月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の継続を決議し、平成28年6月21日開催の当社第70回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)は、1. 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2. 必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法そ

の他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることができます。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評議期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものとします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期限は平成31年6月に開催予定の当社第73回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、1.当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一一定割合の意思表示が行われた場合、2.当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.komori.co.jp/hp/>)に掲載しております。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっています。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りし原案通りご承認いただきまして、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮詢し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策)でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る当社の考え方について

(1)当社は、コンプライアンスを基盤とした企業の行動指針である「KOMORIグループ企業行動憲章」において「ルールの遵守」を謳っており、社会全体から信頼される企業グループを目指しております。

(2)当社は「KOMORIグループ社員行動基準」において「すべてのステークホルダーとの公平、公正かつ透明な関係を維持する」と及び「適正な財務・会計に関する記録及び報告を行う」と謳っており公平性、公正性、透明性を基本に、迅速な開示に努めております。

(3)当社は適時開示をコーポレートガバナンスの一環として捉え、株主・投資家の皆様に対して、会社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適正な手続きを踏んで開示しております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、情報取扱責任者(取締役)にKOMORIグループの重要な情報を全て集める体制をとっており、情報取扱責任者は、収集した重要な情報について経営企画室他関連部署と協議の上、東京証券取引所の適時開示規則等の該当事項もしくは投資判断に影響を与えると思われる情報であれば、「財務情報開示委員会」に対して開示に向けての確認点検を指示しています。

財務情報開示委員会は、決定事実及び決算情報について開示情報の適時性、適法性、正確性、公式性について協議を行い、

情報取扱責任者が取締役会に結果を報告します。開示案件が取締役会で決議・決定された後、情報取扱責任者が速やかに開示します。

また、発生事実に関しては迅速性を重視し、情報取扱責任者及び関連部署で情報・リスクの分析を行い、適時開示すべきと判断した情報を取締役会もしくは経営会議に報告し、決議・決定された後、情報取扱責任者が速やかに開示します。

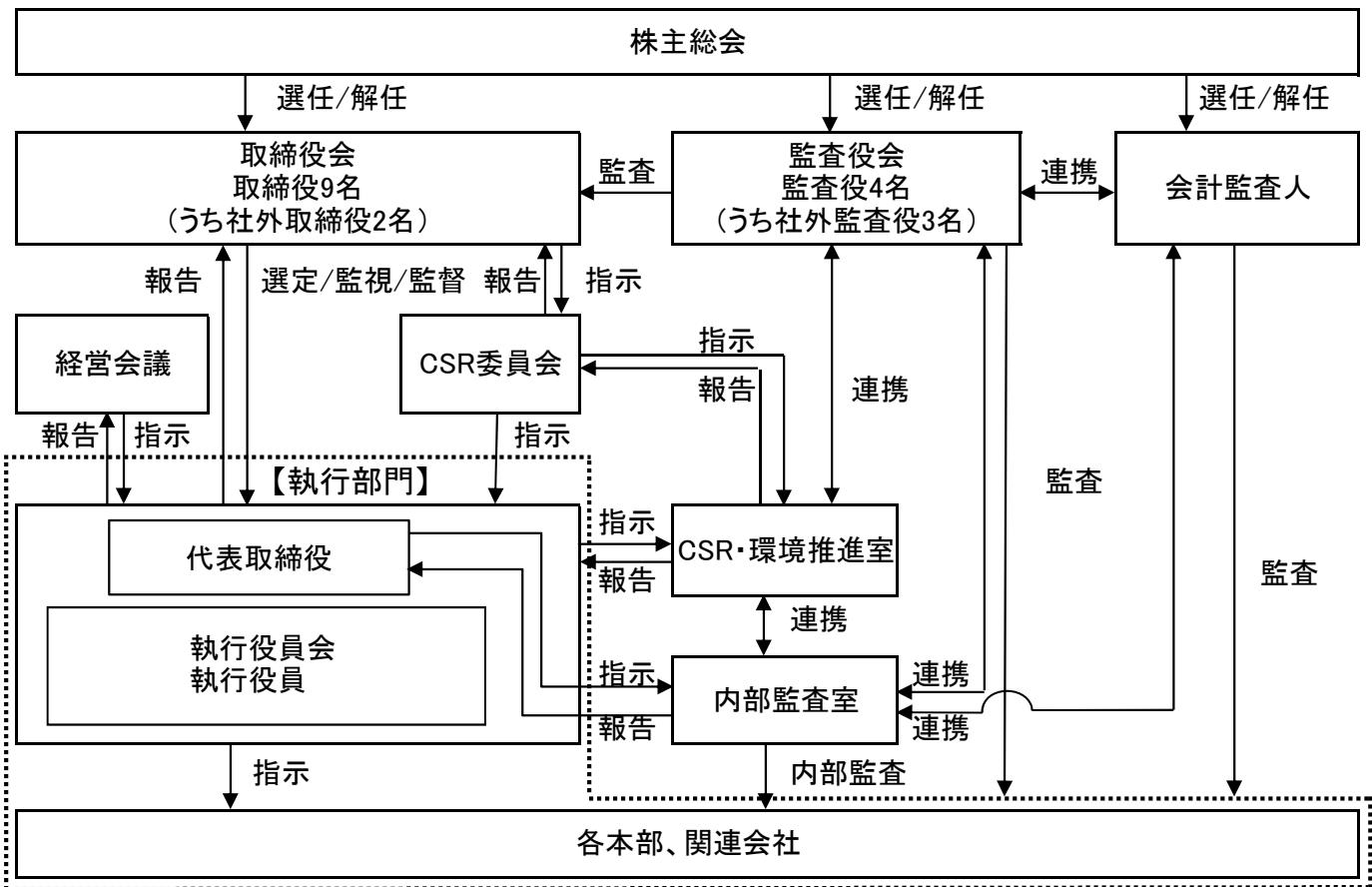
3. 開示に係るモニタリングについて

当社は、財務情報開示委員会に監査役がオブザーバー、CSR・環境推進室長がメンバーとして出席し、独立・客観的な立場から、財務情報開示委員会に付議される重要な情報開示の状況について、監査を行っております。

4. その他

当社は「インサイダー取引管理規定」に基づく適正な管理と、「KOMORIグループ社員行動基準」においてインサイダー取引禁止項目を設け、定期的な教育を通じてグループ全ての役員及び従業員に遵守の徹底を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概略図】



会社情報の適時開示に係る社内体制

